

外部へ公表する「記録」文書の取扱いに関する規程

令和 8 年 1 0 月 2 日
日本学術会議第 1 回役員会決定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、分科会等における活動状況について「記録」として外部へ公表するための文書の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「記録」とは、分科会等における活動状況を取りまとめた文書であって、外部に公表することを意図するもの（別途、公開のための手続を経ているものを除く。）をいう。

2 この規程において、「分科会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 会則第 4 7 条に定める部
- (2) 会則第 5 5 条第 1 項に定める委員会
- (3) 会則第 5 6 条第 1 項に定める分科会、小分科会又は小委員会

(「記録」の文書の例)

第 3 条 「記録」とすることができる文書の例は、次に掲げるものをいう。

- (1) 意思の表出の手続に関する規程（令和 8 年 1 0 月 2 日第 1 回役員会決定）第 3 2 条に定める意思の表出にまで至らない審議途上の文書
- (2) 発出された意思の表出を補足する資料
- (3) 分科会等における審議調査の経緯又は結果
- (4) 調査資料、文献目録、基礎データ、アンケート調査結果等それ自体に学術的な価値があり、将来にわたって活用される可能性がある文書
- (5) 外部に広く意見を求めるなどの目的のために外部に公表することが適当な文書
- (6) その他分科会等が必要と判断する文書

(責任)

第 4 条 「記録」の内容や作成及び公表に関する責任は、各部が負う。ただし、機能別委員会及び課題別委員会（これらに置かれる分科会等を含む。）が作成する「記録」の内容や作成及び公表に関する責任は、当該委員会が負う。

(手続)

第 5 条 分科会等が「記録」を外部へ公表しようとするときは、各部又は機能別委員会若しくは課題別委員会の承認を得なければならない。

- 2 事務局は、各部又は機能別委員会若しくは課題別委員会で承認された「記録」を遅滞なく日本学術会議ウェブサイトに掲載する。
- 3 「記録」を公表したときは、公表した「記録」の事実等を公表後直近の役員会に報告する。

(その他)

第6条 「記録」は意思の表出ではないことに留意し、誤解を生じるおそれのある表現や体裁を避けるとともに、文書の表紙に「この記録は、日本学術会議あるいは各部・委員会・分科会の意思の表出ではない。掲載されたデータ等には確認を要するものが含まれる可能性がある。」という旨の注記を入れなければならない。

2 「記録」には、事務局から示される文書番号を付する。

3 「記録」の英訳は「Record」とし、「記録」を英訳したときには、日本語版と同一の文書番号を付する。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。